（ア）法・条例に基づく届出

①工場・事業場

令和7年度末現在における法もしくは条例に基づく届出のある特定施設数（電気事業法等による届出施設を除く）は、「騒音規制法」によるものが4,920施設、「振動規制法」によるものが473施設、「宮城県公害防止条例」によるものは、騒音が977施設、振動が9,225施設となっています。

②建設作業

令和7年度における「騒音規制法」もしくは「振動規制法」に基づく特定建設作業の届出数は、それぞれ317件と188件となっています。

表2-418 法・条例に基づく特定施設届出状況（令和7年度末）

法・条例名称	施設総数（施設）	主な特定施設の種類と割合
騒音規制法	4,920	空気圧縮機及び送風機（93%）
振動規制法	473	圧縮機（53%） 金属加工機械（19%）
宮城県公害防止条例（騒音）	977	バーナー（52%） クーリングタワー（27%）
宮城県公害防止条例（振動）	9,225	冷凍機（99%）

表2-419 法に基づく特定建設作業届出状況（令和7年度）

法名称	届出件数	届出作業件数	主な特定建設作業の種類と割合
騒音規制法	317	379	さく岩機を使用する作業（83%）
振動規制法	188	193	ブレーカーを使用する作業（75%）

（注） 一度の届出に複数の作業が含まれることがあります

（イ）法・条例に基づく指導

法もしくは条例に基づく特定施設の設置等届出時に、発生施設を住居等から隔離することを基本に、機械などの適正配置や防音対策の強化など、周辺の生活環境に配慮するよう指導しています。

また、特定建設作業の実施届出時に、防音シートの設置や低騒音・低振動型機械の使用、作業時間帯の適正化、作業方法の改善等を指導しています。さらに、騒音・振動が発生する作業の工程などを周辺住民に対して十分に説明し、理解してもらうよう事業者に指導しています。

（ウ）環境基準達成のための取り組み

①自動車騒音

交通量の多い幹線道路に面する地域における環境基準達成のために、道路構造対策として自動車騒音の低減に効果的な排水性舗装（低騒音舗装）の施工や、幹線道路と住宅の間に緑地帯や歩道を設けるほか、交通量抑制対策、交通流円滑化対策及び沿道の適正な土地利用の誘導を推進するよう関係部署に働きかけています。

②新幹線鉄道

東北新幹線沿線については、新幹線鉄道騒音の環境基準を達成していないことから、関係機関と連携し、JR東日本に騒音低減対策の推進を要望しています。

③航空機

陸上自衛隊霞目飛行場周辺については、航空機騒音の環境基準を達成していますが、陸上自衛隊との情報交換を通し、航空機騒音の低減を働きかけています。

（5）化学物質

ダイオキシン類対策については、「ダイオキシン類対策特別措置法」を柱に進められており、同法において、大気、水質及び底質、地下水、土壌に関する環境基準が定められています。

PRTR制度については、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）」により、人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすおそれのある特定の化学物質について、事業者自らが環境中へ排出する量や廃棄物等に含まれ事業所外に移動する量を把握して、毎年、県もしくは市経由で国に届け出ています。

ア　ダイオキシン類

(ア)ダイオキシン類の現況

①大気

令和7年度は、一般環境5地点と発生源周辺6地点で測定を実施し、すべての測定地点で大気環境基準を達成しました。

表2-420 大気におけるダイオキシン類濃度測定結果(令和7年度)

(単位:pg-TEQ/㎥)

	測定地点	春季	夏季	秋季	冬季	年平均値	大気環境基準
一般環境	(青葉区)中山市民センター	0.0068	0.0077	0.0046	0.0043	0.0059	0.6 (年平均値)
	(宮城野区)榴岡測定局	0.0068	0.0062	0.0055	0.0059	0.0061	
	(若林区)若林区中央市民センター	0.0068	0.0073	0.0052	0.0074	0.0067	
	(太白区)大野田小学校	0.0079	0.0061	0.0045	0.0048	0.0058	
	(泉区)泉区役所	0.0078	0.0074	0.0061	0.0058	0.0068	
発生源周辺	(泉区)松森市民センター	0.0065	0.010	0.0059	0.0050	0.0069	
	(宮城野区)岩切小学校	0.0081	0.014	0.0074	0.0052	0.0087	
	(若林区)六郷小学校	0.011	0.0087	0.0070	0.0074	0.0085	
	(太白区)袋原中学校	0.0093	0.0072	0.0048	0.020	0.010	
	(青葉区)吉成小学校	0.0080	0.0054	0.0042	0.0040	0.0054	
	(青葉区)広瀬川浄化センター	0.010	0.0044	0.0051	0.0047	0.0061	

②水質及び底質・地下水・土壌

令和7年度は、河川10地点・湖沼2地点・海域4地点の水質と底質、地下水5地点の水質について測定を実施し、すべての測定地点で環境基準を達成しました。

土壌については、一般環境調査を3地点で実施し、すべての調査地点で環境基準を達成しました。

表2-421 水質及び底質におけるダイオキシン類濃度測定結果(令和7年度)

調査地点			ダイオキシン類平均値 水質 (pg-TEQ/L)	ダイオキシン類平均値 底質 (pg-TEQ/g)
河川	大倉川上流	滝の上橋	0.058	0.37
	広瀬川(1)	鳴合橋	0.058	0.37
	広瀬川(2)	愛宕橋	0.061	0.47
	名取川上流	深野橋	0.057	0.37
	名取川中流	栗木橋	0.063	1.0
	芋沢川	芋沢川最下流	0.15	0.50
	七北田川上流	福岡大堰	0.058	0.55
	七北田川上流	七北田橋	0.061	0.41
	七北田川中流	福田大橋	0.064	0.44
	梅田川	福田橋	0.18	0.82
湖沼	大倉ダム	ダムサイト	0.060	2.3
	七北田ダム	ダムサイト	0.058	3.8
海域	仙台港地先海域(甲)	内港4内	0.063	4.2
	仙台港地先海域(乙)	外港3	0.059	1.4
	仙台港地先海域(乙)	蒲生3	0.060	2.2
	仙台港地先海域(丙)	荒浜3	0.059	0.81
環境基準			1	150

表2-422 地下水におけるダイオキシン類濃度測定結果(令和7年度)

調査地点	ダイオキシン類平均値 (pg-TEQ/L)
青葉区	0.057
宮城野区	0.057
若林区	0.057
太白区	0.057
泉区	0.059
環境基準	1

表2-423 土壌(一般環境)におけるダイオキシン類濃度測定結果(令和7年度)

調査地点		ダイオキシン類平均値 (pg-TEQ/g)
青葉区	台原森林公園	1.2
宮城野区	鶴ケ谷三丁目公園	0.76
泉区	南光台四丁目公園	0.047
環境基準		1,000

(イ)ダイオキシン類対策

①法に基づく特定施設届出

大気基準適用施設の届出数は、令和7年度末現在15事業場(24施設)であり、そのうち廃棄物焼却炉が14事業場(23施設)、製鋼用電気炉が1事業場(1施設)となっています。

水質基準適用事業場からの届出数は、令和7年度末現在8事業場(13施設)であり、そのうち廃棄物焼却炉関連が6事業場(75%)、下水道終末処理場が2事業場(25%)となっています。

②ダイオキシン類に関する取り組み

「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく環境モニタリングの継続的な実施及び発生源としての特定施設の届出と規制指導により、汚染状況の把握及びダイオキシン類排出量の削減に向けた取り組みを進めてきたことで、環境中濃度は低い水準を維持しています。